

配偶者扶養申請（地共済のみ）する場合に必要な添付書類（送付票）

提出書類の□にチェック☑し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。
 (注1) 配偶者に係る扶養手当は給与条例上支給対象外。

(注2) アルバイトを行うようになる等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

提出書類（必須）	様式
□ ① 扶養に関する申立書（指定様式）	申立書
□ ② 3ヶ月以内に発行の住民票の写し（組合員及び配偶者記載・続柄記載・個人番号省略） ※世帯分離又は別居されている場合は、戸籍謄(抄)本も併せて提出	
□ ③ 市町村長が発行する配偶者の令和7年度所得(課税)証明書 ※取得できる最新のもの ※収入が0円の場合、「0円」と記載されたものを提出	
□ ④ 健康保険資格喪失証明書 ※国民健康保険に加入している場合は以下のいずれかを提出 ・資格確認書の写し ・マイナーポータルからダウンロードした医療保険の資格情報(1か月以内に取得したものに限る。) «参考(操作方法)»: https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623	
□ ⑤ 個人番号報告書 ※資格確認書の交付申請の有無を確認するもの。個人番号の登録は別途SSCにて行うこと	個人番号報告書
□ ⑥ 国民年金第3号被保険者関係届（指定様式） □ 配偶者の基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳、ねんきん定期便等の写し） ※配偶者が20歳以上60歳未満の場合のみ提出。	3号関係届

以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。

＜該当する方のみ＞	様式
□ ⑦ アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等 ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近3か月の給与明細の写し 等	
□ ⑧ 年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し] 等	
□ ⑨ ⑦⑧以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類 等	
□ ⑩ 雇用保険受給待機期間中/受給中（日額限度額未満）/1年内に受給終了又は放棄した場合は 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面） ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、 離職票1・2[写し]で一時的に代替可 ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの ※「雇用保険放棄」の場合、離職票1・2	

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

申請者情報	申請の有・無に○を記入	地共済申請（有・無）		
	電子申請日	年 月 日		
	所属		職員番号	
	氏名		連絡先(内線)	